

# JIS

## 電動鉛筆削り機及び手動鉛筆削り器

JIS S 6049 : 2022

(JWIMA/JSA)

令和 4 年 2 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	松橋 隆治	東京大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和途 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 46.2.1 改正：令和 4.2.21

官 報 掲 載 日：令和 4.2.21

原 案 作 成 者：日本筆記具工業会

(〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-3-14 東京文具工業健保会館 TEL 03-5829-3848)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 各部の名称	3
5.1 電動鉛筆削り機	3
5.2 手動鉛筆削り器	4
6 性能	4
6.1 電動鉛筆削り機（家庭用交流電源式）の性能	4
6.2 電動鉛筆削り機（乾電池式，充電式及び AC アダプタ式）の性能	6
6.3 手動鉛筆削り器の性能	7
7 材料及び構造	7
7.1 電動鉛筆削り機（家庭用交流電源式）	7
7.2 電動鉛筆削り機（乾電池式，充電式及び AC アダプタ式）	8
7.3 手動鉛筆削り器	9
8 外観	9
9 試験方法	9
9.1 適用する規定について	9
9.2 一般事項	9
9.3 電動鉛筆削り機（家庭用交流電源式）	10
9.4 電動鉛筆削り機（乾電池式，充電式及び AC アダプタ式）	13
9.5 手動鉛筆削り器	14
10 検査方法	16
10.1 一般	16
10.2 形式検査	16
10.3 受渡検査	16
11 表示	16
12 使用上の注意事項	17
附属書 A（規定）JIS C 6950-1 に基づく電動鉛筆削り機（家庭用交流電源式）の性能，構造及び試験方法	18
解 説	31

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本筆記具工業会（JWIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 6049:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 電動鉛筆削り機及び手動鉛筆削り器

## Electric or manual pencil sharpeners

### 1 適用範囲

この規格は、木軸の鉛筆及び色鉛筆（以下、鉛筆という。）を削るときに用いる電動鉛筆削り機及び手動鉛筆削り器（以下、電動鉛筆削り機・手動鉛筆削り器という。）について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 2134** 固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法

**JIS C 3306** ビニルコード

**JIS C 4003** 電気絶縁－熱的耐久性評価及び呼び方

**JIS C 6950-1** 情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

**JIS C 61558-1** 変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第1部：通則及び試験

**JIS C 8303** 配線用差込接続器

**JIS C 8500** 一次電池通則

**JIS C 8705** ポータブル機器用密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（単電池及び組電池）

**JIS C 8708** ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池（単電池及び組電池）

**JIS C 8711** ポータブル機器用リチウム二次電池

**JIS S 6006** 鉛筆，色鉛筆及びそれらに用いる芯

**JIS Z 8401** 数値の丸め方

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 電動鉛筆削り機

モータによってカッタを回転させ、鉛筆を削ることができる構造の鉛筆削り機

注釈1 乾電池式，充電式及びACアダプタ式も含む。